

## 日本鐵鋼協會記事

**理事會** 2月3日(水曜日)午後4時30分開會 出席者 河村、驍君、俵、國一君、香村小録君、鹽田泰介君の4氏にして協議事項 (1)第11回通常總會開催に關する件 (2)商業會議所より照會の件に關する件 (3)入退會者に關する件 (4)其他會務に關する件 午後七時閉會。

**編輯會** 2月3日(水曜日)午後五時開會 出席者 川上義弘君、田中清治君、山本貞次郎君、三島徳七君、鹽澤正一君、杉村伊兵衛君の6氏にして、協議事項 (1)12年2號上載原稿選定に關する件 (2)其他編輯上に關する事項、閉會午後6時30分。

**理事會** 2月13日(土曜日)午後4時30分開會 出席者 河村、驍君、今泉嘉一郎君、香村小録君、鹽田泰介君の4氏にして、協議事項 (1)大正14年度收支決算に關する件 (2)大正15年度收支豫算に關する件 (3)第11回通常總會開催に關する件 (4)會長、理事、並に評議員半數改選に關する件等にして午後7時30分閉會。

**入退會者** 入會者次の如し。

住 所	職業及勤務先	紹介者	會員別	氏 名
府下川口町	錫電解業	河村 驍	正會員	鈴木 信次君
神戸市須磨大手字谷ノ口 18 高羽方	三菱神戸造船所鑄造係工學士	村松橋太郎 百々初男 楠瀬 四郎	正〃	瀬戸 静夫君
横須賀海軍工廠造機部		河村 驍	准〃	鹽川 元康君
福岡縣八幡市門田官舎	製鐵所鋼材部	久保 萬	准〃	新澤 玉士君
神戸市協の濱町神戸製鋼所	神戸製鋼所	柴田 吉治	准〃	中野 秀夫君
秋田市中龜之町上丁 12 大武方	秋田鑛山専門學校學生	村松橋太郎	准〃	吉川 信君
小石川區白山前町 75 南方	早稻田大學學生	鹽澤 正一	准〃	成廣 斐雄君

退會承認を経たる者。

准會員 中井貞次郎 正會員津田鑄男 同野並龜治 准會員大島武 同淺井清造 同佐藤祐吉  
正會員千葉浦次 准會員三上榮太郎 同西山兒龜池

**工學會理事事務分擔** 次の通り通知ありたり。

庶務擔任理事	麴町區丸の内仲通り 13 號の 4	曾禰條建築事務所内	曾 禰 達 藏	電話牛込 7005
同 書 記	市外西巢鴨町宮仲 2668		内 山 正 居	
會計擔任理事	麻布區山元町 37 番地		種 子 田右八郎	電話高輪 7538
同 書 記	麴町區有樂町 1ノ1	帝國鐵道協會内	小 出 林 吉	電話大手 5108

大正 15 年 1 月中寄贈書籍雜誌並に交換誌

**寄贈之部**

明治工業史(造船編、工業化學編各一部)、

Iron and Steel in Sweden

2 部 工 學 會

1 部 ガデリ ム ー ス 商 會

大大阪市内外高速鐵道調査會報告書	1 部
同 附圖	1 部 土 木 學 會
東北帝國大學理科報告(數學物理化學) 第五卷第十四號	1 部 東 北 大 學
東北帝國大學金屬材料研究所要覽(大正十四年十月)	1 部 東北大學金屬材料研究所
理化學研究所彙報第五輯第一號	1 部 理 化 學 研 究 所
電氣製鋼(第二卷第一號) 名古屋工業會々報(一月號) 鐵道軌道經營資料(一月號) 朝鮮鑛業會々報(一月號) 經濟資料南米の國際鬭爭(一號) 日立評論(一月號) 海防義會研究報告(第十五號) 大阪金物新報(松竹梅三部)	

### 交換之部

電氣學會雜誌(十五年一號) 造兵彙報(第四卷一號) 機械學會々誌(第 29 卷、第 105 號) 製鐵研究(第八十九號) 電氣評論(新年特輯第一) 工業雜誌(第 15 年、第 781 號) 工業化學雜誌(第二十九編第一冊) 工業評論(建築號) 日本鑛業會誌(一月號) 造船協會雜纂(第四十七號) 金屬の研究(第三卷第一號) 工政(第七十四號) エンヂニヤリング(一月號) 帝國鐵道協會々報(第 27 卷、第一號) 燃料協會誌(第五年一月號) 工業之大日本(23 卷 1 號) 特許公報(第 891—897)

### 關稅引上に代ふる製鐵業獎勵交付金要綱

別項關稅委員祕密會において政府は製鐵業獎勵案の内容につき詳細説明したがその要綱として委員に配付した全文は製鐵業獎勵法令中獎勵金に關する要綱は左の如くである

#### 獎勵金を交付し得べき場合

- 一、1 年各 3 萬 5000 噸以上の製鉄能力及製鋼能力を有する設備を以て製鐵事業を営むものなること
- 二、1 年 3 萬 5000 噸以上の製鉄能力又は製鋼能力を有する設備を以て製鐵事業を営む者にして商工大臣の認可を受け一定の期間内に前號に該當するに至るべきものなること
- 三、繼續的供給契約に基き熔鉄を他の製鋼所に供給し事實上一貫作業に準すべきものと商工大臣に於て認めたるものなること

#### 獎勵金交付の方法並金額

- 一、前掲一及二の獎勵金は改正法令施行後の製造に係る鉄鐵を其の製造者が使用して鋼鐵を製造したる場合
  - 三の獎勵金は改正法施行後に供給せらるゝ熔鉄を使用して鋼鐵を製造したる場合
 右の各場合に付ては鋼鐵と爲りたるものゝ内之が製造に使用したる鉄鐵一噸に付六圓以内
- 二、前掲一及二の場合にして作業の狀況に依り已むを得ざる事由ありと認めらるゝときは一定期間内
  - (一)改正法令施行後の製造に係る鉄鐵にして製鋼の用に供せらるることを證明し得べき場合には 1 噸に付 5 圓以内
  - (二)其の他の場合は 3 圓以内
- 三、國の工場には獎勵金を交付せず